

長久手市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、一人ひとりが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別、性自認及び性的指向にかかわらず、全ての人がその個性と能力を十分に発揮することができるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した2人の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある2人の一方又は双方の実子、養子その他の近親者（双方又は一方の三親等内の者をいう。）を含めた関係をいう。
- (3) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップを形成する者のうち、パートナーシップにある者以外の者をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを市長に対して誓うことをいう。

（交付要件）

第3条 市長は、次条第1項の規定により宣誓する者が次の各号のいずれにも該当する場合に、第7条第1項に規定する受理証明書等を交付するものとする。

- (1) パートナーシップにある者の双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) パートナーシップにある者の双方が市内に住所を有している又は一方が市内に住所を有し、他方が3か月以内に市内に転入を予定していること。
- (3) パートナーシップにある者の双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) パートナーシップにある者の双方とも他の者とのパートナーシップ・ファミリーシップ又はこれらに類する関係にないこと。
- (5) パートナーシップにある者の双方が民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者でないこと。ただし、宣誓しようとする者同士が養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。
- (6) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、ファミリーシップ対象者と生計が同一であること。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓しようとする者は、市職員の面前において長久手市パートナーシッ

プ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、市長に提出するものとする。ただし、心身の故障その他の事由により、宣誓書に自ら記入することができないと市長が認めるときは、双方及び市職員の立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

2 宣誓書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) パートナーシップにあることを宣誓しようとする場合は、双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓しようとする日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) パートナーシップにあることを宣誓しようとする場合は、双方の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書、婚姻要件具備証明書に日本語訳を付したもののその他の現に婚姻していないことを証明する書類（いずれも宣誓しようとする日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）その他のファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市外に在住する者であって、宣誓の日から3か月以内に長久手市内への転入を予定しているものについては、その事実が確認できる書類をもって前項第1号に掲げる書類に代えることができる。この場合において、当該者は、市内に転入後速やかに同号に掲げる書類を市に提出しなければならない。

（本人確認）

第5条 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、宣誓書の提出を受けるときに、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める種類の書類の提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード、旅券、運転免許証、在留カードその他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、宣誓しようとする者本人の顔写真が貼付されたもの1種類
- (2) 国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、宣誓しようとする者本人の顔写真が貼付されていないもの2種類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類1種類又は2種類
（通称の使用）

第6条 宣誓しようとする者は、宣誓書において氏名と併せて通称（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用していると認められるものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による通称の使用を希望する場合は、社会生活において当該通称を

使用していることが確認できる資料を、第4条第1項の規定による宣誓をするときに提示しなければならない。

(受理証明書等の交付)

第7条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条各号に掲げる要件のいずれも満たしていると認めるときは、長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書（様式第2号）及び長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明カード（様式第3号）（以下これらを総称して「受理証明書等」という。）に宣誓書の写しを添えて当該宣誓者に交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称の使用があったときは、通称と共に戸籍に記載されている氏名を受理証明書等に記載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、宣誓者の一方が市外に在住する場合にあっては、受理証明書等の交付に代えて転入予定者受付票（様式第4号）を交付するものし、第4条第3項後段の規定による書類の提出があったときに、宣誓書の写しを添えて受理証明書等を交付するものとする。

3 第1項の長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書は、パートナーシップ・ファミリーシップ1組につき1枚交付するものとし、同項の長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理カードは、宣誓者それぞれに1枚交付するものとする。

(受理証明書等の再交付等)

第8条 受理証明書等の交付を受けた者は、当該受理証明書等の紛失、毀損、汚損その他市長が認める事情により受理証明書等の再交付を希望するときは、長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。この場合において、受理証明書等の毀損、汚損その他市長が認める事情による再交付の申請にあっては、受理証明書等を添えて申請しなければならない。

2 前項の規定による申請に当たっては、第5条に規定する本人確認書類を提示するものとする。

3 第1項の申請があったときは、市長は受理証明書等を再交付するものとする。

4 前項の規定による受理証明書等の再交付を受けた者は、紛失した受理証明書等を発見したときは、速やかに当該受理証明書等を市長に返還しなければならない。

(宣誓事項の変更)

第9条 受理証明書等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届（様式第6号。以下「事項変更届」という。）に交付を受けた受理証明書等を添えて（第2号に該当するものを除く。）市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは通称の変更があったとき又は通称をやめたとき。
 - (2) 市内で転居したとき。
 - (3) 子を養育する等新たにファミリーシップ対象者を追加するとき。
 - (4) ファミリーシップ対象者が死亡する等その対象でなくなったとき。
- 2 事項変更届には、次の各号に掲げる区部に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- (1) 前項第1号に該当するとき氏名の変更があった者の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は社会生活において変更した通称を使用していること若しくは通称をやめたことが確認できる書類
 - (2) 前項第2号に該当するとき転居した者の住民票の写し
 - (3) 前項第3号又は第4号に該当するとき第4条第2項第3号に掲げる書類
- 3 前項の規定による提出に当たっては、第5条に規定する本人確認書類を提示するものとする。
- 4 市長は、事項変更届の提出があったとき（第1項第2号に該当するときを除く。）は、変更後の受理証明書等を当該事項変更届を提出した者に交付するものとする。

（受理証明書等の返還等）

第10条 受理証明書等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届（様式第7号）に受理証明書等（次条及び第12条第1項において同じ。）を添付し、市長に届け出なければならない。

- (1) 双方又は一方の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップを解消したとき。
- (2) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (3) 宣誓書を提出した時点において、受理証明書等の交付を受けた者の双方又は一方が第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

（受理証明書等の無効）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受理証明書等を無効とすることができる。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき。
- (2) 虚偽その他不正な方法により受理証明書等の交付を受けたことが判明したとき。
- (3) 受理証明書等を不正に使用したことが判明したとき。
- (4) 第3条各号に掲げる要件に反しているとき。

（返還及び無効に係る交付番号の公表）

第12条 市長は前条の規定により受理証明書等を無効とした場合は、受理証明書等の交付を受けた者に交付した受理証明書等の返還を求めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受理証明書等の交付番号（受理証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

（子の氏名の抹消）

第13条 受理証明書等に氏名を記載された子は、15歳に達した日以後、市長に当該受理証明書等からの氏名の抹消の申立てをすることができる。

2 第5条の規定は、前項の規定による氏名の抹消の申立てについて準用する。

（宣誓書の保存期間）

第14条 市長は、宣誓者のパートナーシップ・ファミリーシップが継続している限り、宣誓書を保存するものとする。ただし、第10条第1項の規定により返還届が提出された場合、又は第11条の規定により受領証等が返還されたとみなした場合及び本要綱が廃止された場合は、そのときから5年間保存の後、これを廃棄することができる。

（市施策の推進に当たっての配慮等）

第15条 市は、施策の推進に当たっては、パートナーシップ・ファミリーシップにある者に十分に配慮するとともに、多様性を認めるまちの実現に向けて、市民、事業者及び団体への情報提供に努めるものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

長久手市長 様

私たちは、長久手市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、互いを人生のパートナーとして、家族（ファミリー）として暮らしていくことを宣誓し、署名します。

宣誓日： 年 月 日

宣		誓		者	
(よみかた)					
氏	名	氏	名	氏	名
生	年 月 日	年	月 日	年	月 日
(よみかた)					
通	称				
※通称で宣誓する人のみ					
住	所				
(住民登録しているところ)					
		(アパート名など)		(アパート名など)	

※以下の記載欄は必要な場合に記入

ファミリーシップ対象者となることを希望する者					
(よみかた) 氏 名			続柄		続柄
	氏	名		氏	
生 年 月 日	年 月 日		年 月 日		
住 所					
	(アパート名など)		(アパート名など)		

代 筆 者		
署 名		

宣誓者の欄及びファミリーシップ対象者となることを希望する者の欄は、自署してください。やむをえない場合は代筆が可能です。代筆者の欄に代筆者が署名してください。

なお、この宣誓は、婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありません。

【長久手市記入欄】

本人確認 書類	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証
	☐ 旅券 ☐ その他 ()	☐ 旅券 ☐ その他 ()

(裏面)

長久手市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づくパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をするに当たり、次の表の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを確認します。また、現況確認のため、住民票及び戸籍に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。

よみかた 氏 名	記入日	年	月	日
通 称	よみかた 氏 名			
電話番号	通 称			
メールアドレス	電話番号			
	メールアドレス			

要綱の規定	確認事項（必ずお二人で確認してください。）		
	項 目	回 答 （該当するものに「✓」を付けてください。）	
（定義） 第2条第1号及び 第2号又は第3号	互いを人生のパートナー又は家族（ファミリー）として、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した関係であること。	☐ 左記に該当します	☐ 左記に該当しません
（年齢要件） 第3条第1号	宣誓する当日において、双方が成年に達していること。	☐ 左記に該当します	☐ 左記に該当しません
（居住要件） 第3条第2号	双方が市内に住所を有している。	☐ 左記に該当します	☐ 左記に該当しません
	一方が市内に住所を有し、他方が3か月以内に市内に転入を予定している。	☐ 左記に該当します 転入予定者： 転入予定日： 年 月 日	
（独身要件） 第3条第3号及び 第4号	双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。 双方とも他の者とのパートナーシップ・ファミリーシップ又はこれらに類する関係にないこと。	☐ 左記に該当します	☐ 左記に該当しません
（近親者でない） 第3条第5号	双方が、当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）でないこと。ただし、養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。	☐ 左記に該当します	☐ 左記に該当しません
（生計が同一） 第3条第6号	ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあっては、ファミリーシップ対象者と生計が同一であること。	☐ 左記に該当します	☐ 左記に該当しません
（変更の届出） 第9条	宣誓した事項に変更が生じた場合は、関係書類を添えて速やかに届け出ること	☐ 左記を確認しました	
（返還の届出） 第10条	双方又は一方の意思によるパートナーシップ・ファミリーシップ関係の解消、一方の死亡、市外への転出などの理由により受理証明書等を返還する必要がある場合は、速やかに届け出て返還すること	☐ 左記を確認しました	
（無効に係る交付 番号の公表） 第12条第2項	返還しなければならないにもかかわらず、返還がされない場合は、無効による受理証明書等の交付番号を公表することがあること。	☐ 左記を確認しました	
（遵守事項） 要綱全体	宣誓時において、また受理証明書等の交付後も、要綱で定める事項を遵守すること。	☐ 左記を確認しました	

様式第2号（第7条関係）

宣誓 第 号
年 月 日

長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書

____ 様 ____ 様

____ 年 月 日生 ____ 年 月 日生

宣誓日 ____ 年 月 日

長久手市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受理したことを証明します。

【ファミリーシップ対象者】

____ 様 ____ 様

____ 年 月 日生 ____ 年 月 日生

【特記事項】

長久手市長

印

1 この宣誓書受理証明書について

この宣誓書受理証明書は、互いを人生のパートナー又は家族（ファミリー）として、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束し、パートナーシップ・ファミリーシップにあることを、長久手市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき宣誓し、その宣誓書を提出し、受理したことを証するものです。受理証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。なお、受理証明書は、法律上の婚姻とは異なり、法的な効力を有するものではありません。また、個人情報（性的指向、性自認、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。

2 受理証明書の交付要件

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の際、以下の要件を満たしていることを確認しています。

- (1) 互いを人生のパートナー又は家族（ファミリー）として、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した関係であること。
- (2) パートナーシップにある双方が宣誓当日において成年に達していること。
- (3) パートナーシップにある者の双方が長久手市内に住所を有している。
- (4) パートナーシップにある者の双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。
- (5) パートナーシップにある者の双方とも他の者とのパートナーシップ・ファミリーシップ又はこれらに類する関係にないこと。
- (6) パートナーシップにある者の双方が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。（ただし、宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）。
- (7) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあっては、ファミリーシップ対象者と生計が同一であること。

3 通称を使用している場合

以下に、戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称		
戸籍上の氏名		

備考

- 1 表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。
- 2 ファミリーシップ対象者欄は、ファミリーシップ対象者の人数に応じて適宜修正し、ファミリーシップ対象者がいない場合は当該欄を削除する。
- 3 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日を記載する。

様式第3号（第7条関係）

（表面）

長久手市	パートナーシップ ファミリーシップ	宣誓書受理証明カード
長久手市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、宣誓書を受理したことを証します。		
_____様		_____様
宣誓日	年	月 日
長久手市長		印

（裏面）

この受理証明カードは、互いを人生のパートナー又は家族（ファミリー）として、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを宣誓し、長久手市がその宣誓書を受理したことを証するものです。	
法的な効力を有するものではありませんが、この証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。また、個人情報（性別指向、性自認、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。	
〔通称名を使用している場合の戸籍上の氏名〕	
_____	_____
〔ファミリーシップ対象者〕	
_____様	_____様
〔特記事項〕	

備考

- 1 表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。
- 2 ファミリーシップ対象者欄は、ファミリーシップ対象者の人数に応じて適宜修正し、ファミリーシップ対象者がいない場合は当該欄を削除する。
- 3 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日を記載する。

様式第4号（第7条関係）

転入予定者受付票

以下のとおり、長久手市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受け付けました。

受付日	年 月 日	
受付番号		
宣誓者氏名	氏名	
	(通称)	
	氏名	
	(通称)	
連絡先		
備考		

この受付票を交付された者は、長久手市への転入後速やかに、本票に長久手市内へ転入したことを証明する住民票の写しを添えて提出してください。提出いただく日時について、あらかじめ御連絡ください。

■この受付票を提示された皆様へ

長久手市では、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施しています。

この制度は、互いを人生のパートナー又は家族（ファミリー）として、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束し、パートナーシップ・ファミリーシップにあることを、長久手市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき宣誓し、その宣誓書を提出し、受理したことを証する制度です。

この受付票は、制度利用者が長久手市外に居住していて、長久手市内に転入しようとするときに発行しているものです。制度利用者が長久手市内の不動産物件を契約しようとするときなどに、両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとして、事業者の皆様へ提示することがあります。事業者の皆様には、上記の趣旨を十分御理解くださいますようお願いいたします。なお、この制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な効力を有するものではありません。また、個人情報（性的指向、性自認、本制度を利用していること等）については、本人の同意なく口外しないでください。

※紛失以外の理由の場合、交付済の受理証明書等と引き換えに、新しい受理証明書等を再交付します。

長久手パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届

長久手市長 様

長久手市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき宣誓した事項について変更が生じたので、同要綱第 9 条の規定により届け出ます。

年 月 日

※氏名又は通称欄及び住所欄は変更前の内容を記載すること。

宣 誓 者		
よみかた		
氏名又は通称		
住 所	(アパート名など)	(アパート名など)
受理証明書等の 番号		
変 更 理 由	☐ 改姓・改名 ☐ 転居 ☐ その他 ()	☐ 改姓・改名 ☐ 転居 ☐ その他 ()
連 絡 先 (電話番号等)		

代 筆 者

氏 名	
住 所	(アパート名など)

自署してください。やむをえない場合は代筆が可能です。代筆者の氏名及び住所を御記入ください。

記載事項の変更

変 更 内 容				
(1)	氏 名	変更前		
		変更後		
(2)	通 称	変更前		
		変更後		

(3)	住所	変更前		
		変更後		
(4)	記載事項の 追加・削除	氏名		
		生年月日		
		その他		
(5)	その他	変更前		
		変更後		

【長久手市記入欄】

本人確認 書類	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証
	☐ 旅券 ☐ その他 ()	☐ 旅券 ☐ その他 ()

長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届

長久手市長 様

年 月 日付けで交付された長久手市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等について、長久手市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第10条の規定により返還します。

年 月 日

宣 誓 者		
よみかた		
氏名又は通称		
住 所	(アパート名など)	(アパート名など)
受理証明書等の 番号		
返還理由	☐ パートナーシップ・ファミリーシップを解消した ☐ 要綱第3条第2号から第4号までのいずれかに該当しなくなった ☐ その他 ()	
連 絡 先 (電話番号等)		

代 筆 者

氏 名	
住 所	(アパート名など)

自署してください。やむをえない場合は代筆が可能です。代筆者の氏名及び住所を御記入ください。

【長久手市記入欄】

本人確認 書類	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証	☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証
	☐ 旅券 ☐ その他 ()	☐ 旅券 ☐ その他 ()